

**【表紙】**

|                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                           |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                |
| 【提出先】          | 近畿財務局長                            |
| 【提出日】          | 平成21年6月26日                        |
| 【会社名】          | 丸尾カルシウム株式会社                       |
| 【英訳名】          | Maruo Calcium Co.,Ltd.            |
| 【代表者の役職氏名】     | 取締役社長 源吉 嗣郎                       |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                       |
| 【本店の所在の場所】     | 兵庫県明石市魚住町西岡1455番地                 |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社大阪証券取引所<br>(大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役社長である源吉嗣郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。その責任の遂行に当たり、当社は、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」及び「同実施基準」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制には、一般的に、有効に機能しない固有の限界があるので、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制の評価を行いました。

当社は、「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針（平成20年12月5日取締役会にて承認）」に基づき、まず、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセスにおける財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定しました。選定された当該統制上の要点について、内部統制の基本的要素が機能し、財務情報を作成するための要件を確保する合理的な保証を提供しているかを確認し、それを通じて、財務報告に係る内部統制の基本的要素が有効に機能しているかを評価しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲としては、当社、並びに当社の連結子会社について財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としました。当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の範囲を合理的に決定しました。金額的重要性の観点からは、連結ベースの売上高の期初における予想値を指標とし、選定した重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。質的重要性の観点からは、財務報告における財務制限条項、並びに関連当事者との取引や大株主の状況に係る記載事項等に関して、財務諸表に記載された内容を要約、抜粋、分解又は利用する体制の整備及び運用状況を評価の対象としました。なお、重要な事業拠点として、連結ベースの売上高の概ね2/3に達する事業拠点を選定しました。これらの拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は売上、売掛金及びたな卸資産であります。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成21年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断します。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。